

告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・四・八号八潮越谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

越谷市西方二丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和六年十一月十二日から令和六年十一月二十六日まで